

総務省による支援「携帯電話等エリア整備事業の概要」

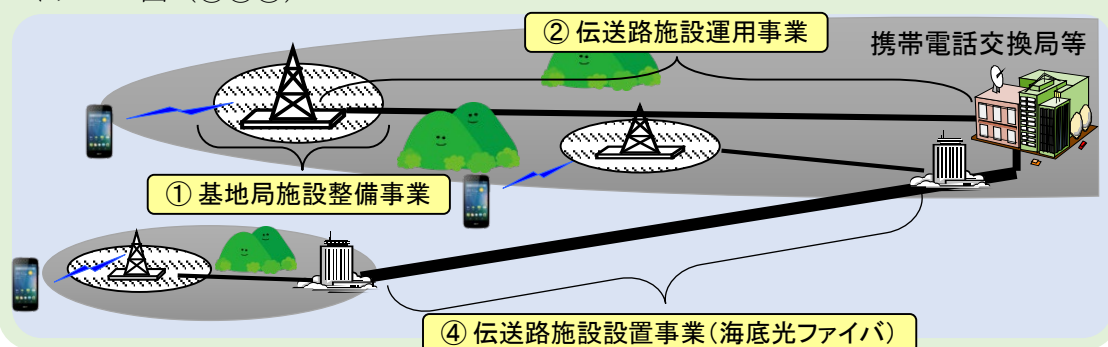
地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

令和3年度要求額 **3,000百万円**
 (令和2年度予算額 1,511百万円)

	事業名	事業内容	事業主体	補助率												
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※1</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※1</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※1	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※1	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※1														
1/2	1/5	3/10														
国	都道府県	市町村※1														
2/3	2/15	1/5														
②	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【整備対象エリアが100世帯以上の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【整備対象エリアが100世帯未満の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者															
2/3	1/3															
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、 5G等の携帯電話の基地局を設置 する場合の整備費を補助	無線通信事業者／地方公共団体	【1社整備（1社参画）の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者／地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>1/2※2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備（複数社参画）の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者／地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※2：5G基地局によるカバーエリアが100世帯未満の場合は2/3 ※3：地方公共団体の標準的な負担割合は、①基地局施設整備事業の場合と同じ ※4：4Gエリアへの5G基地局の導入については、5G特定基地局の設置に限る	国	無線通信事業者／地方公共団体	1/2※2	1/2	国	無線通信事業者／地方公共団体	2/3	1/3				
国	無線通信事業者／地方公共団体															
1/2※2	1/2															
国	無線通信事業者／地方公共団体															
2/3	1/3															
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※5</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※5：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※5	1/3								
国	離島市町村															
2/3※5	1/3															

イメージ図 (①②④)



イメージ図 (③ 高度化施設整備事業)

